

市政刷新会議行政視察行程表

日次	月日	行程
1	1/27(月)	【JR東北本線】 二本松駅 — 郡山駅 — 【なすの272号】 東京駅 【徒歩】 TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター 【徒歩】 10:02 10:26/10:37 12:16 研修①14:00~16:30
		宿泊先(泊) 17:30
2	1/28(火)	【徒歩】 宿泊先 【議員会館】 昼食(議員会館1階) — 東京駅 — 【タクシー】 【やまびこ141号】 8:30 研修②10:00~11:30 12:00 14:00
		【JR東北本線】 郡山駅 — 二本松駅 16:19/15:42 16:05

【宿泊先】

都市センターホテル TEL03-3265-8211 東京都千代田区平河町2-4-1

【視察項目】

- ① 議会 一般質問の取り組みについて
- ② 年金制度の見通しと今後について

(別紙1-2)

視 察 ・ 研 修 報 告 書

会 派 市政刷新会議

氏 名 野地 久夫

- 月 日 令和2年 1月 27日
- 場 所 TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター
- 内 容 地方議員研究会主催 研修会

(質問作成のために抑えておくべき基礎知識)



○ 視察・研修の感想

研修の内容は概ね理解できたが、その実効性については大きな不安が払拭されない状況である。

細項目の出来るものからでも逐次取り組み、質問の組み立てを意識し取り組むのが大切ではないかと思われた。



地方議員研究会主催研修会にて

○ 視察・研修の成果等

●政策とは…「現状」と「あるべき姿」を埋めるための施策

●政策のサイクル

(P)課題解決のための目標設定⇒現状把握⇒データ、
事実等 (現状把握)

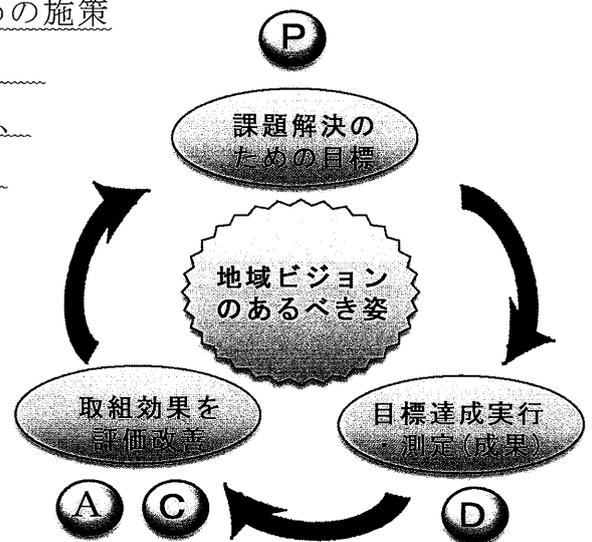
(D)目標達成を実行・測定 (成果) ⇒政策実施

(C)(A)取組効果を評価改善⇒成果と課題の把握

●データと情報とナレッジ収集

データ…(例)食ベログの店の評価、そのままでは意味を産まない

情報…(例)ランキングや口コミ数等も記載、軸を設定して整理されたもの



ナレッジ…(例)売上数や動向を導き出したもの、情報の関係性から結果や知見を導き出したもの ※必要な資料はナレッジまで求めることが大切※

●質問の目的は

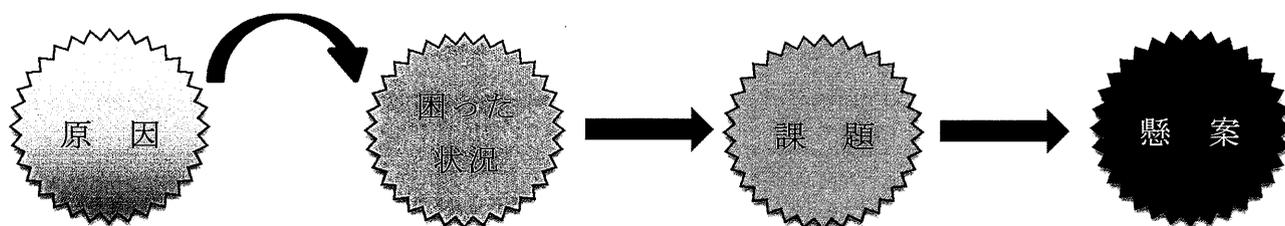
1. 自分の知らない情報を得る
2. 自分の疑問を解く
3. 相手に気付かせる
4. 相手に決断を迫る
5. 相手を応援する

※3～5が良い質問、そのため事前準備、先を読む相手の答えを想定することが大切※

●「問題である」というフレーズの意味は

(困っている原因) ⇒ (困っている状況) ⇒ (課題) ⇒ (懸案)

※「課題」「懸案」へ切り込むのが大切※



●事実の確認には5W1Hが必須

WHO (誰が) WHAT (何を) WHEN (いつ) WHERE (どこで)
WHY (なぜ) HOW (どうやって)

●質問の組み立て

- ① 1. データ 2. 文献 (白書・将来のあるべき状況とその実現方法などを明らかにした公式文書) 3. 事実 4. 関係者へのインタビューなど 客観的な資料で組み立てる ※具体的事実があると相手は無視できない※

② アカウンタビリティ(説明責任)段階の質問組み立て

第1段階… 合規性の説明責任 (決められたとおりの執行か)

第2段階… プロセスに関する説明責任 (適切な手段を選択しているか)

第3段階… パフォーマンスの説明責任 (効率的な運営がなされているか)

第4段階… 施策に関する説明責任 (施策目標が適切に設定され、達成されているか)

第5段階… 政策に関する説明責任 (政策の妥当性、目標達成度はどうか)

※第1～2は手続きの妥当性を重視、第3～5は成果の達成度合いを重視するもので第5段階まで組み立てることが大切※

●議員個人の専門性とは

1. 特定の政策分野に高い専門的知見を有している
2. 地域課題を的確に把握し、情報収集し、議会に政策提言や立案ができる
3. 議会で意見集約し合意を得る調整能力を有する
4. 住民納得性から説明説得力を有する

●議会の機能・役割

1. 団体意思決定機能機関

2. 監視機能機関

3. 政策形成機能機関

○ 市政への反映等

P D C Aに合わせた問題意識を課題として、情報収集においては、単なる情報のみならず、年次別、地域別当の動向を踏まえた、有益な付加価値のある資料（ナレッジ）を求めることが大切であることを学習した。今後の情報収集に実践していきたい。

5段階のアカウンタビリティの質問組み立てを基本に、5段階の政策の妥当性、政策目標の達成度までの説明責任を求め、成果の達成度合いを重視することが大切であることが理解できたので、5段階の質問組み立てを実践して行きたい。

問題であると言う問いだけでなく、何を変革すべきか、解決のための具体的懸案を導き、提案まで質せば本来の議会機能・役割であると思われるので、そこまで進めて行きたい。

(別紙1-2)

視察・研修報告書

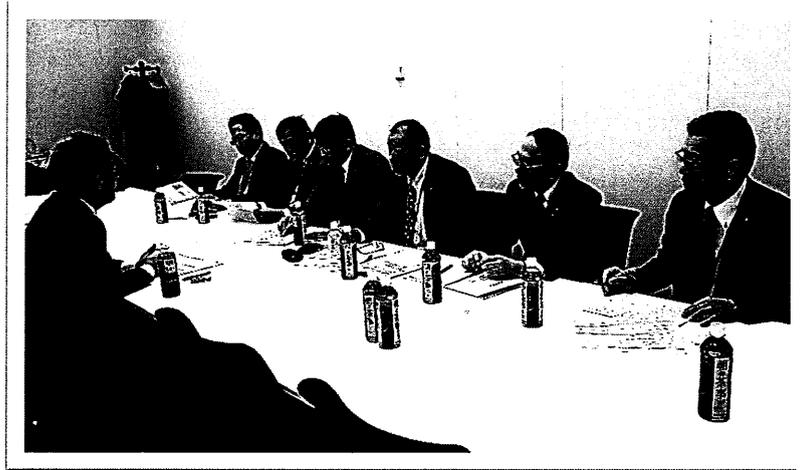
会派 市政刷新会議

氏名 野地 久夫

○月 日 令和2年1月28日

○場 所 東京都衆議院議員会館

○内 容 年金制度の見通しと今後について 厚生労働省年金局 企画官 古川弘剛 様



年金制度の見通しと今後について研修会状況

○視察・研修の感想

公的年金だけでは、2000万円不足する。少子高齢化が進めば公的年金は破綻する、などの意見があるが、年金制度の考え方や制度仕組等の説明、令和2年度以降の年金制度改正内容等の説明で、高齢者の経済基盤充実を図る政策が理解できた。

○視察・研修の成果等

●年金制度設計の考え

公的年金が国民の老後生活の基本を支え、企業年金・個人年金で老後生活の多様なニーズに対応

●年金の規模・役割

- ・国民年金保険料⇒16,410円
- ・厚生年金保険料率：18.3% (労使折半)

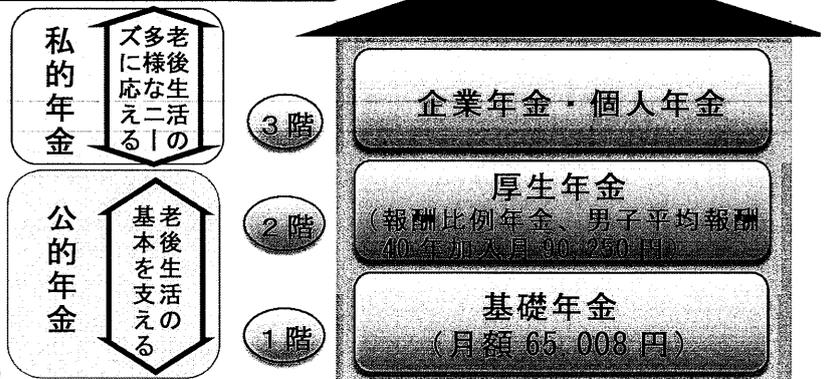
標準報酬月額 34万円の場合

↓
31,110円

(34万円×18.3%×1/2)

- ・年金は高齢者世帯の収入の約7割
- ・5割を超える高齢者世帯が年金収入だけで生活

年金は3階建て構造



年金の規模・役割



1号被保険者 1,505万人

2号被保険者 4,358万人

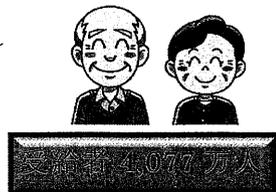
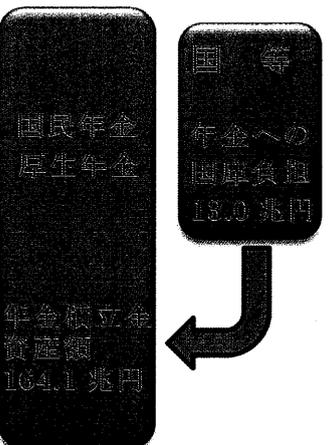
3号被保険者 889万人

保険料 38.9兆円

年金給付 55.1兆円

老齢基礎年金 平均月 5.5万円

老齢厚生年金 平均月 15万円



●令和2年年金制度改正（公的年金）

今後の社会経済の構造的な変化

- 多くの人がより長く多様な形で働く社会
- 高齢期が長期化する社会

2019(令和元)年財政検証結果

- 経済成長と労働参加が進むケースでは、マクロ経済スライド終了時に所得代替率は50%以上を維持することが確認された
- 一定の制度改正試算では
 - ・被用者保険のさらなる適用拡大
 - ・保険料の拠出機関の延長と受給開始時期の選択肢の拡大

次期年金制度改正の基本的な考え方

より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実

多様な就労を年金制度に反映する被用者保険の適用拡大

改革の大きな柱

就労期の長期化による年金水準の確保・充実（繰り下げ制度の柔軟化・在職老齢年金制度の見直し等）

年金制度の機能強化のため国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

改正の趣旨

多くの人が長く多様な形で働く社会へ変化する中、高齢者の経済基盤充実を図る為、短時間労働者に被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等を措置する。

改正概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

①短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる（現行500人越⇒100人越⇒50人越）。

②5人以上の個人事業所に係る摘要業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。

③厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

①高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとする。

②60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円（令和元年度額）に引き上げる）。

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を60歳から75歳

の間に拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金法等】

①確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。(※企業型DC：厚生年金被保険者のうち65歳未満⇒70歳未満 個人型

DC(iDeCo)：公的年金の被保険者のうち60歳未満⇒65歳未満)

②確定拠出における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下⇒300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

4. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

①国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え

②未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加

③短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引き上げ(具体の年数は政令で規定)

④年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の紹介の対象者の見直し

児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し等

※施行期日…令和4年4月1日(ただし1の①は令和4年10月1日、1の②③は令和4年年10月1日、4の①は令和4年4月1日・同年5月1日等、4の②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4年10月1日等、5の④は公布日、5の⑤は令和3年3月1日)

被用者保険の適用拡大を進めるにあたっての基本的な考え方

【被用者にふさわしい保証の実現】

- 被用者でありながら国民年金・国民健康保険加入となっている者に対して、被用者による支え合いの仕組みである厚生年金による保証(報酬比例の上乗せ給付)や健康保険による保証(病気や出産に対する傷病手当金や出産手当金の支給)が確保される。
- 保険料についても、被用者保険では労使折半の負担となる。

【働き方や雇用の選択を否めない制度の構築】

- 労働者の働き方や企業による雇い方の選択において、社会保障制度における取り扱いによって選択を否められたり、不公平を生じたりすることがないようにする。
- 適用拡大などを通して働き方に中立的な制度が実現すれば、働きたい人の能力発揮の機会や企業運営に必要な労働力が確保されやすくなることが期待できる。

【社会保障の機能強化】

- 適用拡大によって厚生年金の適用対象者となった者は、定額の基礎年金に加え、報酬比例給付による保証を受けられるようになる。
- 適用拡大はどのような働き方であっても、共通に保証される給付である基礎年金の水準の確保につながり、これによる年金制度における所得再配分機能の維持にも資する。
(平成26年及び令和元年の財政検証のオプション試算においては、適用拡大の具体的内容に関して複数の過程を置いた上で、譲渡の基礎年金水準の確保の効果が具体的に示された。

被用者保険の適用拡大

短時間労働者への適用拡大

労働時間要件 (現状維持)

賃金要件 (現状維持)

勤務期間要件 (1年以上)

その他、維持・拡大・追加

企業規模要件

2022年10月(R4年) ⇒ 100人越

2024年10月(R6年) ⇒ 50人越

週20時間以上労働者

月額8.8万円



2か月越の要件(※)



(※)適用除外は契約期間が1年未満で書面上更新可能の記載がない場合

学生除外現状維持・健康保険適用拡大
非適用業種(法律・会計事務仕業追加)

中小企業生産性向上等に係る支援策

経済産業省関連施策

【中小企業生産性革命推進事業・3,600億円】

※複数年のわたり中小企業の生産性向上を支援、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者に支援

①ものづくり補助金(100万~1000万円、補助率1/2~2/3)
革命的サービス開発、試作品開発、生産プロセス改善支援

②持続化補助金(~50万円、補助率2/3)
小規模事業者が経営計画作成し販路開拓等の取組支援

③IT導入補助金(30万~450万円、補助率1/2)
バックオフィス業務効率化や新たな顧客等の付加価値向上に資するITツール導入支援

【よろず支援拠点等支援体制充実・58億円】

各都道府県に設置の支援拠点の経営相談、働き方改革や賃上げ被用者保険の適用拡大など経営相談対応支援体制充実

【ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業・60億円】

中小企業等が生産性向上の設備投資等しえん。特に複数の事業者が連携し波及効果が大きい取組を支援、その際賃上げや被用者保険の任意適用事業者は優先

【地方公共団体小規模事業者支援推進事業22億円】

販路開拓、生産性向上取組等を都道府県が支援の際実行に係る経費の一部支援

【共創型サービスIT連携支援事業・5億円】

既存のITツールを連携組み合わせ導入費用支援。

【AI人材連携の中小企業課題解決促進事業・6億円】

AI専門人材育成や中小企業とマッチングを支援、データ分析等活用した経営課題解決普及促進

厚生労働省関連施策

【業務改善補助金・31億円】

最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業に助成

【働く方改革推進支援補助金・136億円】

生産性を高め労働時間縮減等に取り組み、賃金上げた労働者数に応じて助成

【働く方改革推進支援事業・167億円】

働き方改革推進支援センターのセミナー支援

【日本政策金融公庫企業活力教科貸付】

最低賃金引上げ事業者へ設備運転資金低利貸し付け

【キャリアアップ助成金2,306億円】

正社員化、処遇改善事業主に助成。(保険加入と働き方見直し取組を行った場合の助成)

【被用者保険適用拡大の周知専門家支援・3.1億円】

労働者本人への周知、従業員への説明支援取組

【生産性向上辞令に関する調査研究事業・0.9億円】

助成金活用・生産性向上の事例集と申請書作成ツールの作成

【生産性向上人材育成支援センター支援524億円】

生産管理、IoT、クラウド等カリキュラムを、私用企業の課題に合わせ民間機関等を活用して実施を支援

【人材開発支援助成金等による支援・1,429億円】

人材開発支援助成金にとり専門的知識や技能習得を実施の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部助成。また、生産性向上の人事評価制度等整備、設備導入により雇用管理改善、生産性向上・賃金アップ等を図る事業主に助成。

【テレワーク導入支援・5.9億円】

【中小企業の女性活躍推進事業・5.6億円】

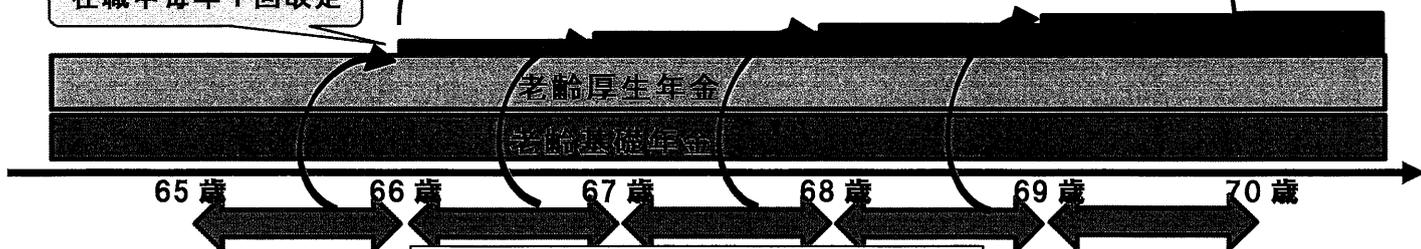
【生活衛生業関連施策・5.2億円】

在職中の年金受給の見直し

・見直し内容…65歳以上で在職中であっても年金額の改定を定時に行う(毎年1回、10月分から)

在職中毎年1回改定

在職定時改定による年金額増額分



在職定時改定の導入

在職老齢年金制度支給停止範囲の拡大

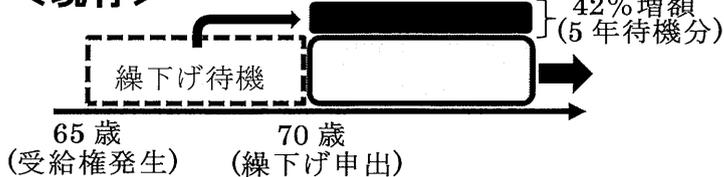
60～65歳在職老齢年金制度（低在老）：賃金+年金月額 28万円 ⇒ 47万円に上げる

（※男性は2025年まで、女性は2030年までの経過制度あり）

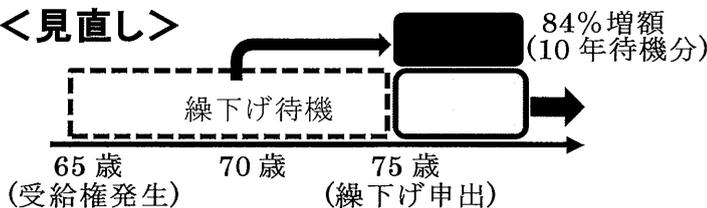
受給開始時期の選択肢の見直し

- ・繰下げ受給上限年齢を70歳から75歳に引き上げ
- ・年金受給開始時期は60歳から75歳間で選択可能

<現行>



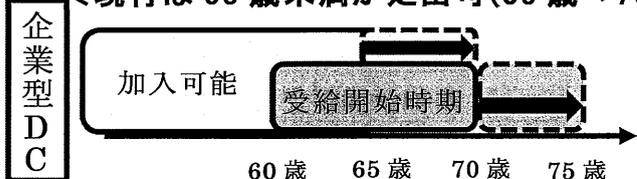
<見直し>



確定拠出年金(DC)の加入要件見直し

- ・企業型DCを70歳未満へ
- ・個人型DCを国民年金保険者で可能

<現行は65歳未満が処出可(65歳⇒70歳)>



<現行は60歳未満が処出可(60歳⇒65歳)>



公的年金・私的年金の加入・受給の全体像

		20(※1)～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
公的年金	①国民年金被保険者	→	(※2) →		
	②厚生年金被保険者	→	→	→	→
	③受給開始時期の選択		← 繰上げ	繰下げ	→ 上限年齢を75歳へ
私的年金	D ①確定給付企業年金(DB)の加入者	→	→	→	→
			厚生年金非被験者(70歳未満)が加入可能		
	B ②確定企業年金(DB)の支給開始時期の確定		← 60～65(⇒70)歳の規約で定める年齢	→	繰下げも可
	D ③企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者	→	(※3) →	→	→
			厚生年金被験者(70歳未満)が加入可能		
C ④個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入者	→	(※3) →	→	→	
		国民年金被験者が加入			
	⑤確定拠出年金(DC)の受給開始時期の選択		←	→	→ 上限年齢を75歳へ

(※1) 20歳未満の者のについても適用事業所の場合は厚生年金被験者・国民年金第2号被験者となる。

(※2) 国民年金の被験者の資格は、①第1号被験者：60歳未満、②第2号被験者：60歳未満、③第3号被験者：60歳未満、④任意加入被験者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)。

(※3) 60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用されるものの限られる。

令和2年年金制度改革(その他)

- ①国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え(国民年金手帳の交付から基礎年金番号通知の送付に切り替える)
- ②未婚のひとり親等の申請全額免除基準への追加(未婚のひとり親等に対する税制上の措置に対応できるようにする)
- ③脱退一時金制度の見直し(現行の3年から5年へ引き上げる)
- ④年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の紹介の対象者の見直し等(所得・世帯情報の取得の対象者の拡大、所得額の切り替え時期(支給サイクル)の見直し(8月～翌年7月を10月～翌年9月に変更))
- ⑤児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し(児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を支給)
- ⑥2か月を超えて雇用が見込まれる者の被用者保険の早期加入措置(雇用契約の期間が2か月以内であっても、期間を超えて使用されると見込があると判断できる場合、当初から被用者保険の適用対象とする)
- ⑦厚生年金保険法における日本年金機構の調査権限の整備(適用事業所であると認められる事業所についても、法的権限に基づく立入検査等対象に加える)
- ⑧年金担保貸付事業等の廃止

年金制度に対する「素朴な疑問」の説明

Q: 自分で貯金をした方が確実?? 公的年金は不要では??

A: 人は何歳まで生きるかわからない。どれだけ貯蓄をすれば良いのかわからない。

⇒ 公的年金なら終身(亡くなるまで)支給される。

A: いつ、障害を負ったり、小さな子供がいるとき配偶者を亡くすかわからない(所得を失う)

⇒ 障害年金・遺族年金が支給される。

A: 50年後の物価や賃金の変動は予測できない。

⇒ 実質的な価値に配慮した年金を支給される。

Q: 少子高齢化が進めば公的年金制度は破綻する??

A: 上限を固定したうえでの保険料の引き上げで、安心できる年金財政フレームを完成導入している。(厚生年金: H16年10月から年0.354%引上げ国民年金: H17年4月から年280円引上げ)

A: 基礎年金国庫負担の2分の1へ引上げしている。(H21年度以降、基礎年金給付に対し国庫負担割合を2分の1とする)

A: 積立金を活用している。(概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、給付費1年分程度の積立金を保有するとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる)

A: 財源の範囲内で給付水準を自動調整する(マクロ経済スライド)を導入している。

Q: 公的年金は老後のための貯蓄?? 納めた保険料は積みあがっている??

A: 現役世代が納めた保険料はその時々の高齢者の年金給付に充てられている(自分が将来受け取る年金について予め保険料を積み立てている方式である)

A: 公的年金は生涯にわたる「保険」でもある。(補償対象となる事故が発生すれば、受給権が発生する)

Q: 公的年金だけでは、老後に2,000万円不足する??

A: 平均像で高齢者夫婦無職世帯の収支差額が5万円で、年金プラス5万円の生活が営われている。高齢者夫婦無職世帯の平均貯蓄額は2,484万円で、実質資産も活用して生活されている。

○市政への反映等

2時間弱の研修であったが、詳しいわかりやすい説明で大変有意義であった。年金制度の考え方、規模と役割、制度の仕組み、負担と給付、マクロ経済スライドの考え等の説明のもと、令和元年度財政検証を進め、令和2年度からの年金制度改正の内容が理解することができたので、今後は、年金制度改正にあたり地方自治における年金制度改正に大いに参考にしてまいりたい。また、年金制度について住民理解を進めるべき資料として、大いに活用してまいりたい。

視 察 ・ 研 修 報 告 書

会 派 市政刷新会議氏 名 平 栗 征 雄

- 月 日 令和 2年 1月27日 (月)
- 場 所 TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター
- 内 容 議会での一般質問の取り組みについて

○ 視察・研修の感想

以前質問したことも、再度分析して再質問に取り組む必要がある。政策とは、現状とあるべき姿との差を埋めるためになされるもの。現在までに取り組まれた事業を再分析し、市民にとっての最も必要な事業を掘り起し、無理な事業を抑えていく裁量は必要と感じた。

○ 視察・研修の成果、市政への反映等

「政策能力向上研修」“一般質問作成時の為の基礎知識”

質問の目的は、1) 自分の知らない情報を得る事、2) 自分の疑問を解く事、3) 相手に気付かせる事、4) 相手に決断を迫る事、5) 相手を応援する事(相手の方はどう考えているか、こちらの考えはどうですか等)、6) 何の為に質問するのか

“説明責任：議会の説明を質問によって解いていく”

- ① 合議性：決められた通りに執行されているか
- ② プロセスによるアカウンタビリティ：適切な手段を選択する
(手続きの妥当性を重視する)
- ③ パフォーマンスに関するもの(効率的な運営か) 成果、結果の達成度合いを重視する
(ボランティアで人を集める。内容を説明する講師を選ぶ。その結果がどうか。結果として、ボランティアの講義を受けた人数の中で、そのうち何人が事業に参加したのか。結果を重視する)
- ④ 施策に関するアカウンタビリティ(施策の目標が適切に設定され、達成されたか)

⑤ 政策に関するアカウンタビリティ（政策の妥当性）、この成果として達成されたのか（政策目標の達成度はどうか）

他市との比較分析、今までの経緯、市町村は国や県に当る事（白書）
地方紙のみでは、全国の流れが把握できない。

白書には、観光白書、経済白書、教育白書等があり、参考にすべき。
あるべき姿、政策の妥当性や同じレベルの自治体との比較も必要で、
質問したい政策分野を拾い出せる。

内容が違う時、自分なりの意見を述べて、行政の理解と考えを引き出す事。

⑥ 市民のニーズ（何かしてほしい、何かあればいいな）という事は、
議員がそのことを認め、質問する事になって初めて、「市民のニーズ」
として働くことになる。

視 察・研 修 報 告 書 (2日目)

○ 月 日 令和 2年 1月28日 (火)

○ 場 所 東京都千代田区・議員会館

○ 内 容 年金制度の見直しと今後について

○

○視察・研修の感想

今までの年金受給資格は、25年間納めなければならなかったが、平成29年8月からの制度改正で、10年間に短縮された。

「質問」として、「現在65歳以上の議員において、収入に応じて厚生年金の支給額の一部停止が行われているが、如何なものか

「答弁」は、持続可能な年金支給額の維持には、現役世代の負担はやむを得ないと考え、支給停止による対象積立額は約4,100億円がプールされています。しかし、働く世代が延長になれば、現行の在職高齢年金制度も改正する事になり、将来は総支給額に応じての税負担方式の課税対象にすることが「現方式よりはベター」との説明がありました。

*この納めてある約4,100億円は、一時期問題となったグリーンピア建設等の厚生年金利用者の支援と称しての運営等には、使わないでくださいと申し入れをしてきました。

○視察・研修の成果、市政の反映等

「年金制度について」“設計の考え方”

公的年金と私的年金に分けられ、公的年金は、一階部分を基礎年金（2019年度は、月額65,008円）全国民共通の給付で、二階部分は厚生年金（2019年度、報酬比例年金、男子平均報酬40年加入で、月90,250円）こちらは、サラリーマンを対象とした報酬額に比例した給付となっている。モデル年金（夫婦の基礎年金+報酬比例年金）で一階と二階合わせて現役期の手取り収入の50%の確保をめざしている。（現在は60%強の推移です）

三階は、私的年金で、企業年金と私的年金（iDeCo）とがあり、老後生活の多様な希望やニーズに応える役割を担っている。

年金額は、保険料を納付した期間（月数）と現役時代の賃金額（標準報酬）に応じて算定される。現時点での国民年金制度では平均月額5,5万円、厚生年金制度では一人当たり平均額は、月15,0万円（基礎含む）となっている。ドイツでは資格受給は、5年です。

マクロ経済スライドは、現在の受給世代と、将来の受給世代の給付のバランスを調整するものであり、これを適切に発動することが、将来世代の給付水準の確保に不可欠であるという。

今後は、働き方改革に応じて、年金受給開始時期の選択肢の拡大が予想され、行政に於いて現在行なわれている就労年数のさらなる延長拡大問題も早めに対策を練る事は必要と感じて来ました。

故に、今後年金受給者が増え、4千万人にもものぼる年金受給者に対し、支給期間日を2か月から1カ月に短縮せよとの陳情には、「国として取り扱わない事案」は、取り上げるべきではないのではと感じてきました。支給を受ける高齢者は、人生経験者であり、自覚しての生活をしていただきたいと思いますし、行政もそれらの事案の取上は、参考意見として聞く程度にして頂きたい。

(別紙1-2)

視 察 ・ 研 修 報 告 書

会 派 市政刷新会議
氏 名 佐藤 源市

○ 月 日 令和 2年 1月 27日 (～ 1日)

○ 場 所 TKA 東京駅 日橋カンパニイセンター

○ 内 容 質問作成のために押さえておくべき基礎知識

○ 視察・研修の感想

講師として大阪市立大学大学院 都市経営学専攻科 永田雅子先生より
内容は、ごまごま課題 や 成案 は何か、政策のサイクル、地政課題の見える化
議員パワー と 若さ、データ情報 の 活用、質問の目的 は、質問の4種の
神器、言 の 使い分け である と リフレク の 持つ意味、事実確認 の
手順、質問の起、議員 個人 の 専門性 及 協議会 の 機能役割
などを 受講 した。先生は 海上保 の 講師、組織 の 管理、役割
いかに 事務的、議員 が 効果 の 味 を 感じ と 説明 され、今後の活動 が 大
成案 があった。

○ 視察・研修の成果、市政への反映等

※視察・研修の成果、市政に反映するために参考となった事項を記載する。

質問 においては、目的、データ情報 の 収集、現状、あるべき姿 を 確認、
どう、課題 解決 へ 進 の ベース、例、両、度、基、本、よ、リ、ス、ク、ト、お、こ、の、リ、テ、キ、性、を
強く 感じ、今後 は 市政、運営、の、効果、が、出、る、持、た、特、長、点、の
ない、効、率、的、な、行政、運営、へ、の、提、案、が、出、る、こ、の、多、く、の
参考 となった 研修 会 であつた。

(別紙1-2)

視 察 ・ 研 修 報 告 書

会 派 市政刷新会議
氏 名 佐藤源市

○ 月 日 令和 2 年 / 月 28 日 (~ 日)

○ 場 所 新井永田町 県議院本会館

○ 内 容 年金制度の見直しと今後について

○ 視察・研修の感想

講師として厚生労働省年金局長西宮古川弘樹先生より、年金制度の設計の考え方、仕組み、マクロ経済スライドの考え方、財政検証のあり方及び諸前提、所得代替率、今後の年金制度改正については①被用者にふさわしい保障の実現②制度への負担の軽減を産めぬ制度構築③社会保障の持続強化などが大きな取り組まれる見通いである。また現行制度の年金負担については今後厳格化されることである。今後高齢社会が進んで年金の必要性を強く感じました。

○ 視察・研修の成果、市政への反映等

※視察・研修の成果、市政に反映するために参考となった事項を記載する。

年金制度の基本的内容を研修により受け取った。今後の年金制度を地市行政として、市民へ理解のための年金制度の理解を深めることが必要であると思われる。今後増え続ける高齢社会へ、働き方改革が必要であり年金制度の持続を確保した年金制度構築を必要と感じて、決意であります。

(別紙1-2)

視 察 ・ 研 修 報 告 書

会 派 市政刷新会議

氏 名 鈴木 一弘

○ 月 日 令和2年1月27日

○ 場 所 TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター

○ 内 容 議会一般質問の取り組みについて

○ 視察・研修の感想

市民の福祉の向上を目指すためには、一般質問の取り組みは重要な機会であると考えているが、質問の形で問題解決と執行部の見解を引きしていくことで、実現をしていく、しかし執行部は実行に責任が発生するため容易な回答を得づらい今回の研修では、政策のサイクル、地域課題の見える化など、大変参考になった自身の向上のためにも、また講義を受けたい

○ 視察・研修の成果、市政への反映等

※視察・研修の成果、市政に反映するために参考となった事項を記載する。

そもそも、政策は現状とあるべき姿の差を埋めていくものであるが質問という形で、実現をしていくのはかなり難しいと考えていたが、今回の研修では質問の目的などについてを知ることが出来た

私自身の考えも織り交ぜながら、市政に反映させていければ良いと思うと共に結果的に市民の福祉の向上に繋げることが出来ればよいと考える

(別紙1-2)

視 察 ・ 研 修 報 告 書

会 派 市政刷新会議

氏 名 鈴木 一弘

○ 月 日 令和2年1月28日

○ 場 所 東京都議員会館

○ 内 容 年金制度の見通しと今後の取り組みについて

○ 視察・研修の感想

年金制度については、自身では不得意分野であったが厚生労働省年金局企画官
の方は、判りやすく資料を作成していただき説明をしていただいた
根本先生にキツク言われておりますのでとの事であったが、説明も実に慣れたもので
あった
資料の割には、時間が短くかけあしであったのが、少し残念であった

○ 視察・研修の成果、市政への反映等

※視察・研修の成果、市政に反映するために参考となった事項を記載する。

年金制度の見直しについては、十分ではないが理解できたような気がする
知識として、もっておきたい

(別紙 1-2)

視 察 ・ 研 修 報 告 書

会 派 市政刷新会議

氏 名 佐藤運喜

○ 月 日 令和 2 年 1 月 27 日

○ 場 所 TKP 東京駅日本橋カンフェランスセンター

○ 内 容 地方議員研究会主催 研修会
「質問作成のために押さえておくべき基礎知識」

○ 視察・研修の感想

講師に、大阪市立大学院 永田潤子先生から 2 時間 30 分講義を拝聴した。
議員個人の専門的知見を地域の政策課題としての的確に把握し、政策提言を
すること。それを議会において意見の集約、説明する観点を基礎知識から応用、実践
まで所謂、PDCA サイクル等を例に挙げ詳しく説明された。個々の役割について
説明責任を柱に質問の組み立て方をご教示頂いた。

研修の感想としては、質問は緻密なデータどり、国の「白書」等による文献収
集、5W1H を事実から積み上げ、具体事例を挙げて真摯に迫る。とお教え頂いた。
今後は大いに参考としていくが、現実的には議員自身(私)の資質、知識、品性
を高め経験を積んでいかなければ、その真意は伝わらないものだと痛切に感じた。

今後は原点に立ち返り 幾ばくでも市民に恩返しできるよう研鑽を積みたい。

○ 視察・研修の成果、市政への反映等

※視察・研修の成果、市政に反映するために参考となった事項を記載する。

議員の質問が街を変えることもある。という事例の話が胸に残った。佐賀県武雄
市の例。本市と多くの類似点があり、歴史の街、人口 5 万人ほどで同様に 65 歳以
上の高齢化率が 30%を超えているとの事でした(当時)。東京・代官山にあった「ツタ
ヤ」を見てその新しい風を、佐賀にも作ろう。と公民が連携し創意工夫のインセンティ
ブが動く仕組みを取り入れた。そして新しい交流の場としての「タケオ図書館」を作っ
たのだ。1F は新しいライフスタイルの図書館と本の販売。2F は吹き抜けの回廊式で
スタバ(コーヒー店)を取り入れた。その後、いい風は吹き渡り現在までの素晴らしい
歴史と温泉の街、発展を築いた事例のお話しであった。大いに武雄市に学ぶべき点は多

い。本市も二本松城址前開発において、将来を十分見据えた未来、都市感覚溢れる新しい風を送り込み市の中心的建物となることを期待する。

議員の質問によって素晴らしい街づくりに少しでも寄与出来るよう参考にしていきたい。

(別紙 1-2)

視 察 ・ 研 修 報 告 書

会 派 市政刷新会議

氏 名 佐藤運喜

○ 月 日 令和 2 年 1 月 28 日

○ 場 所 東京都衆議院議員会館

○ 内 容 年金制度の見直しと今後について

○ 視察・研修の感想

厚生労働省年金局 企画官 古川弘剛様より説明を受けた。

国の年金制度・仕組みの考え方等の説明があり、またこれからの年金制度改正の内容の説明で、経済基盤政策 今後の大枠を理解した。企画官の2時間ノンストップの説明が凄まじくついていくのに苦労した。さらに公的年金制度等の理解を深めていきたい。

○ 視察・研修の内容・成果等

年金制度設計は、多様なニーズに対応して老後の生活を支える3階建となっている。1階・基礎年金(月額65,008円)、2階・厚生年金(報酬比例年金平均90,250円)3階・企業・個人年金(私的年金)だ。令和2年度年金制度改正は元年度の財政検証結果を受け、公的年金を基礎に就労期の長期化等による年金水準の確保・充実を改革の柱とするものである。中でも経済成長と労働参加が進むケースではマクロ経済スライド終了時に所得代替率は50%以上を維持する事が求められる。マクロ経済スライドとは、将来世代の給付水準確保に不可欠で、需給と給付のバランスを調整するものである。財政検証では、人口や経済の動向を鑑み財政見通しの作成を、少なくとも5年ごとに年金財政の健全性を検証する。次の検証までに下回ると見込まれる場合には、再検討を行い所要の処置を講ずる。(財政検証の調整は、厚生年金は2025年度(令和7年)、基礎年金では2047年度(令和29年)で終了しそれ以降は維持されると予測されている。)

令和2年年金制度の改正(公的年金)では

①被用者保健の適用拡大、

②就労時間の延伸による年金の確保・充実、

③業務運営改善関係、見直し等課題を含め議論を進める。

それが（仮称）年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案である。①の中で特に短時間労働者への適用拡大では、2024年10月に50人規模で適用予定。（3/4が被保険者）週20時間以上労働で月額8.8万円、非適用業種・法律・会計事務士業も追加となる。個人の受益と負担で特筆すべきは、上記の条件で自営業者・配偶者と高齢者60歳以上は（月額10年間加入の場合）受取が従来通り可能だが、サラリーマン家庭の主婦など（国民年金第3号被保険者・健康保健被扶養者）が保険料支払いなしで受取可能となる。全国に推定900万人とされる主婦は条件等のすり合わせ、労働時間の削減等 今後、国会の推移（2022.10月～）を見守る事だろう。

中小企業生産性向上等に係る支援策では、

経済産業省関連施策で3,600億円の予算「中小企業生産性革命推進事業」がある。ものづくり、持続化、IT導入補助金が各補助率で支援体制を充実させている。

厚生労働省関連施策では、農業改善、働き方改革など12の項目があるが、特にキャリアアップ助成金が2022年にワンショットで（1231億円）助成メニューに追加される。非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に助成予定。これらを周知させるため、被用者保険適用拡大、周知・専門家活用支援助成金（3.1億）は「ヤフー」をフランチャイズとして取り組みを予定している。

年金受給の見直し関係では、在職定時改定の導入として、65歳以上で在職中であっても年金額の改定を定時に行う（毎年1回、10月分から）。在職老齢年金制度支給停止範囲の拡大では、受給開始時期の選択肢の見直し、60歳からの低在老を在職老齢年金制度、高在老に引き上げる。要点は2つ受給年齢を75歳に引き上げ、開始時期はその間選択可能となる。確定拠出年金（DC）の加入要件見直しでは、企業型DCは70歳未満とし 個人型DCを国民年金被保険者で可能とした。

公的年金・私的年金の加入・受給の見直しの相違点のだが、5点挙げられる。

- (1) 公的年金では受給開始時期の選択として上限年齢を75歳に引き上げた。
- (2) 私的年金で、確定給付企業年金（DB）の支給開始時期の設定が65歳から70歳の規約に定める年齢とする。（繰り下げも可）
- (3) 私的年金DCで企業型確定拠出年金（企業型DC）の加入者は厚生年金被保険者が70歳未満で加入可能となる。
- (4) 個人型確定拠出年金（個人型DC、iDeCo）の加入者は、60歳から国民年金被保険者が加入可能となる。
- (5) 確定拠出年金（DC）の受給開始時期の選択では、上限年齢を75歳に引き上げられた。

令和2年年金制度改正（その他）の中では、

- ①国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え（国民年金手帳の交付から基礎年金番号通知の送付に切り替える。）

- ②未婚のひとり親等の申請全額免除基準への追加（未婚のひとり親等に対する税制上措置に対応できるようにする）
- ③脱退一時金制度の見直し（現行3年から5年へ引き上げる）
- ④年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の見直し等
所得・世帯情報の取得の対象者の拡大、所得額の切り替え時期（支給サイクル）の見直し（8月から翌年7月を10月から翌年9月に変更）
- ⑤児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し（児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を支給）
- ⑥2ヶ月を超えて雇用が見込まれる者の被用者保険の早期加入措置（雇用契約の期間が2ヶ月以内であっても、期間を超えて使用されると見込があると判断出来る場合、当初から被用者保険の適用対象とする。）
- ⑦厚生年金保険法における日本年金機構の調査権限の整備（適用事業所であると認められる事業所についても、法的権限に基づく立ち入り検査等の対象に加える。）
- ⑧年金担保貸付事業の廃止（2022 令和4年4月施行）

年金制度に対する素朴な疑問の中では、抜粋で

Q：(1)貯金の方が確実？公的年金は、不要なのではないか？

A：公的年金は、予測できない将来に備えるものです。物価や賃金の水準の変化は予測できないもので、終身の支給となり実質的価値に配慮した年金制度です。

Q：(2) 少子高齢化が進めば公的年金は破綻する？

A：財源の範囲内で給付水準を自動調整する（マクロ経済スライド）を導入している。

○市政への反映等

厚生労働省 年金局の企画官 古川弘剛様は30代と見受けたが、2時間以上の研修を1人でしかも休みなく説明をしてくださり感謝に耐えません。本市職員にも彼のような活力あるパワーが必要で少し羨ましく思った。

国の年金制度の設計と考え方、マクロ経済スライド、令和元年財政検証、それを受けて令和2年の年金制度改正（公的年金、私的年金、その他）最後に補足として素朴な質問と比較的分かりやすいお話でした。今後は本市においても財政検証等を踏まえ地方自治わが街を真剣に考える時期と思った。年金制度改正についてさらに議論をしながら住民・市民のために役立てていくつもりです。ありがとうございました。

視察・研修報告書

会派 市政刷新会議
氏名 斎藤 徹
日時 令和2年1月27日（月）
場所 TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター
内容 市議会一般質問のあり方について

○ 視察・研修の感想

一般質問のあり方や基礎知識について、大阪市立大学院都市経営研究科の永田潤子氏より講義をいただいた。

政策立案については、現状と地域のあるべき姿の差を的確にとらえて設計・プロセスを行い、有効性や効率性について検証が必要であり、実施にあたっては、成果の設定をし、評価をすることによって、今後の対応が浮き彫りになり、さらなる地域課題の解決に繋げていかなければならないと感じた。

市民の意見の反映の仕方については、市民には、①利用者②納税者③パートナーの三つの顔があり、先ず、どの顔の意見なのかを理解する必要がある。その上で、事務事業なのか、施策・政策なのかを議員の立場で判断し行動に移す必要があることを学んだ。

公民連携については、TUTAYAとスターバックスが併設されている。武雄市図書館を例に、役割と成果の明示・官と民の責任分担の明確化が重要であり、その際に創意工夫のインセンティブが働く仕組みを作ることが必要であるとの説明をいただいた。

○ 視察・研修の成果、市政への反映等

市民の意見の市政への反映方法については、学ぶべきところが多くあり、手法やプロセスに関しては、実践して参ります。また、人口減少の中、様々な施設や部門で公民連携が進んでいくと思われます。その際に、今回の講義の内容を判断基準の一つとして参ります。

視察・研修報告書

会派 市政刷新会議
氏名 斎藤 徹
日時 令和2年1月28日(火)
場所 衆議院議員会館
内容 年金制度の見直しと今後について

○ 視察・研修の感想

厚生労働省年金局企画官の古川弘剛氏にディスカッション方式で講義をしていただいた。

2020年公的年金制度改正の目的となっているのは、2019年に行われた財政検証の結果で、100年間を想定した場合の財政均衡期間において所得代替率（現役世代の収入額と比較した割合）50パーセントを維持する為のものである。その為には、被用者保険の適応拡大・保険料排出期間の延長・受給開始時期の繰り下げ選択が必要である。以下、改正内容を説明する。

在職高齢年金については、現在、65歳未満の人は、月額28万円を超えた場合、65歳以上の人は、47万円を超えた場合、超えた分の半額が年金からカットされる。改正後は、一律47万円になる。

短時間労働者に対しての厚生年金適応の拡大については、22年度には、100名以上の企業・24年度には、50名以上の企業が対象となり、低所得者への負担増や中小企業への負担増が懸念される。

繰り下げ受給可能年齢の選択肢の拡充については、繰り下げ可能な年数を10年に延ばし、60歳～75歳で選べるようになる。

○ 視察・研修の成果、市政への反映等

5年毎に、見直される年金制度ですが、支える側への配慮に加え、財源を確保し維持に努める必要があると考える。

中小企業に関しては、かなり厳しい部分もあるが、経済産業省と厚生労働省に補助メニューがあるので、使っていただけるよう促して参ります。